

静岡県告示第651号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次に掲げる土地を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和7年10月3日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 区域の名称

建穂赤松峠No.2 急傾斜地崩壊危険区域

2 区域の表示

次に掲げる標柱により表示された土地

郡 市	区 町	大 字	字	地 番
静岡市	葵区	建穂	宮城山	次に掲げる地番の土地に存ずる標柱8号から16号までを順次結んだ線、昭和55年3月28日県告示第268号で指定した標柱3号と8号、同告示で指定した標柱4号と16号を結んだ線及び同告示で指定した標柱3号と4号を結んだ線に囲まれた区域
				896－120 8号
				896－117 9号
				896－111 10号
				896－109 11号
		建穂二丁目	山内	272 12号
			宮城山	896－19 13号
				277－1 14号
				280－6 15号
				281－4 16号